

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和2年3月5日(2020.3.5)

【公開番号】特開2017-197739(P2017-197739A)

【公開日】平成29年11月2日(2017.11.2)

【年通号数】公開・登録公報2017-042

【出願番号】特願2017-87465(P2017-87465)

【国際特許分類】

C 08 F 10/00 (2006.01)

C 08 F 32/00 (2006.01)

C 08 F 4/6592 (2006.01)

【F I】

C 08 F 10/00

C 08 F 32/00

C 08 F 4/6592

【手続補正書】

【提出日】令和2年1月20日(2020.1.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項7】

下記(1)及び(4)乃至(6)の要件を全て満足させるポリオレフィン樹脂。

(1)異種(2種)以上の互いに違うメタロセン化合物を触媒として使用して重合され、

(4)ゲル浸透クロマトグラフィーで測定した重量平均分子量(M_w)と数平均分子量(M_n)の比(M_w/M_n 、MWD)は5乃至35であり、

(5)ゲル浸透クロマトグラフィー(GPC)で測定した重量平均分子量分布で二頂(bimodal)以上の峰(peak)が現して、二つの峰の高さ比(低分子量峰の高さ/高分子量峰の高さ)は0.7乃至3であり、

(6)溶融強度(Y)とマトリックス指数(X)の相関関係関数で $Y = -0.74X + 5.3$ であり、前記マトリックス指数は下記式1を利用して測定され、

[式1]

マトリックス指数 = $(A + B - C) / C$

前記式1で、Aはゲル浸透クロマトグラフィーで測定した分子量分布グラフで、一番小さい分子量を持つ峰の高さであり、Bは一番大きい分子量を持つ峰の高さであり、Cは二つの峰間の谷間のうち一番低いものの高さであり、二頂分子量の間を中間分子量がたくさん埋めるほどマトリックス指数値は1に近くなる。